

令和元年 9 月 12 日  
 健康福祉部地域福祉課地域支援係  
 (課長) 町田 直樹 (担当) 小野 幸恵 岩崎 明弘  
 電 話 026-235-7114 (直通)  
 026-232-0111 (内線 2333)  
 ファクシ 026-235-7172  
 E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp

## 長野県再犯防止推進計画（案）について

### 計画策定の基本的な考え方

#### 1 策定の趣旨

過去に犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、「誰にでも居場所と出番のある長野県」を目指すとともに、県民が犯罪による被害にあうことも再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる社会を実現するため策定。

#### 2 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項の規定による、長野県の再犯防止等の施策の推進に関する計画

#### 3 計画の期間 2019 年度～2022 年度（4 年間）

### 〔基本目標〕

安全で安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域共生・信州

### 重点的に実施すべき取組及び主な施策

#### 1 就労・住居の確保等のための取組

- ・協力雇用主の拡大に対する支援
- ・高齢者、障がい者等の県営住宅優先入居

#### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- ・地域生活定着支援センター等による福祉サービス利用支援及び帰住先確保支援
- ・薬物依存症当事者への支援プログラム

#### 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- ・非行防止教室の開催
- ・中学、高校での薬物乱用防止教育の推進
- ・修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援活動

#### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- ・暴力団からの離脱・社会復帰に向けた支援
- ・性犯罪者、ストーカー加害者等の更生支援

#### 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- ・更生保護サポートセンターへの生活相談窓口の開設
- ・民間協力者の表彰

#### 6 国、市町村、民間団体等との連携強化のための取組

- ・保護観察所等刑事司法関係機関、市町村、民間団体等との地域のネットワーク構築

### 計画の成果指標

- ① 長野県内の再犯者数〔現状〕 1,124 人（2017 年） → 〔目標〕 750 人（2022 年）
- ② 長野県居住者の新受刑者中の再入者数  
〔現状〕 76 人（2017 年） → 〔目標〕 60 人（2022 年）

## 施策体系

| 基本<br>目標                      | 重点的に実施すべき<br>取組                    | 施策の展開・方向性  |
|-------------------------------|------------------------------------|--|
| 安全で安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域共生・信州 | 第1節 就労・住居の確保等のための取組                | 1 就労の確保等の取組<br>(1)協力雇用主の拡大に対する支援<br>(2)就労に向けた支援の充実<br>(3)福祉的支援を必要とする者の就労支援<br>2 住居の確保等の取組<br>(1)地域社会における定住先確保のための支援  |
|                               | 第2節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組       | 1 高齢者又は障がいのある者等への支援等<br>(1)高齢者又は障がいのある者等への支援<br>(2)高齢である犯罪をした者等に対する支援<br>(3)障がいのある犯罪をした者等に対する支援<br>(4)生活に困難を抱える犯罪をした者等に対する支援<br>2 薬物依存を有する者への支援等<br>(1)相談機能の充実<br>(2)意識啓発の実施   |
|                               | 第3節 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組         | 1 学校等と連携した修学支援の実施等<br>(1)青少年の非行防止<br>(2)修学支援のための取組<br>(3)困難を抱える子どもたちを社会で支える取組  |
|                               | 第4節 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組 | 1 特性に応じた効果的な指導の実施等<br>(1)暴力団からの離脱・社会復帰に向けた支援<br>(2)性犯罪者への更生支援<br>(3)ストーカー加害者への更生支援   |
|                               | 第5節 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組 | 1 民間協力者の活動の促進等<br>(1)適切な役割分担による効果的な連携体制の構築<br>(2)民間協力者の活動に対する支援<br>(3)市町村や公共的団体等の活動に対する支援<br>(4)協力雇用主の拡大に対する支援<br>(5)再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰<br>2 広報・啓発活動の推進等<br>(1)啓発事業への協力<br>(2)啓発事業の実施<br>(3)再犯防止の推進に係る実態調査の実施<br>(4)再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰 |
|                               | 第6節 国、市町村、民間団体等との連携強化のための取組        | 1 国、市町村、民間団体等との連携強化<br>(1)適切な役割分担による効果的な連携体制の構築<br>(2)啓発事業への協力   |
|                               | 推進体制                               | 計画の推進体制  |

# 長野県再犯防止推進計画（案）のポイント

地域福祉課

現状・課題

- 県内の再犯者数は減少しているものの、再犯率（再犯者数／検挙者数）は増加【H25 1,662人(44.1%) ⇒ H29 1,124人(47.0%)】
- 新たに矯正施設に入所した県民（以下「入所者」）143人のうち、入所当時無職であった者の割合は69.9%
- 入所者のうち高齢者の割合は13.3%で、そのうち52.6%が再入所者
- 入所者の17.5%が高等学校に進学しておらず、また28.0%が高等学校中退者  
⇒矯正施設出所後、**再び犯罪に向かわせない社会の実現へ**

目指すもの

- 【基本目標】安全で安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域共生・信州
- 再び地域社会の一員として活躍することのできる経済的自立（就労・住居の確保）の支援
- セーフティネットが機能する仕組みづくり ～必要な支援が行き届く社会づくり～
- 犯罪に陥らないための「学び」の環境の充実

## 1 就労・住居の確保のための取組

- (1) 県内の検挙者のうち、就労可能と思われる60歳未満の者は約7割  
入所者のうち無職であった者は69.9%、再入者のうち無職であった者は72.4%  
⇒ 就労の場を確保することで、経済的自立が図られ、再犯率の減少とともに就業人口の増加も期待
- (2) 「犯罪白書」によると、矯正施設出所後の帰住先がない者の6割が、1年以内に再犯  
⇒ 安心・安全な住居の確保が再犯の防止に効果

### 【施策展開】

- ◇**長野県あんしん未来創造サポート事業（予算額：5,233千円）**  
生活困窮者等の就労や居住に対する現行の保証制度で対応できない課題を解決するため、長野県社会福祉協議会が取り組む身元保証、入居保証事業に対し助成

## 2 セーフティネットが機能する仕組みづくり

- 矯正施設への再入所者の52.6%が高齢者であり、また、知的障がいがある者は再犯に到るまでの期間が短い  
⇒ 適切な福祉サービスにつなげることで、再犯に到る件数を減少
- 矯正施設に入所しなかった者や刑期を満了した者等が、生活困窮等の状況に陥った際に、社会との接点がなく孤立する恐れ ⇒ 身近に相談する場の整備が必要

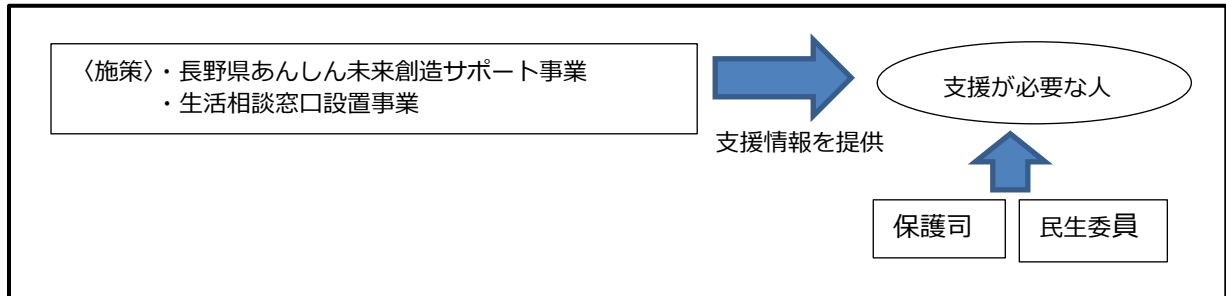
### 【施策展開】

- ◇**生活相談窓口設置事業（予算額：708千円）**
  - ・保護司会と連携し、犯罪をした者で生活に困難を抱える者やその家族が利用できる総合的な生活相談支援窓口を圏域に3年間で順次開設
- ◇**再犯防止推進ネットワーク構築事業（予算額：5,703千円）**
  - ・福祉的な支援を必要とする方に対する支援協力体制を構築するため、福祉関係者と司法関係者のネットワークを圏域で構築し、必要に応じコーディネーターを派遣

### 3 情報を届ける仕組み

○刑事施設に入所する者だけでなく、起訴猶予、執行猶予等の手続きを経て社会に復帰する者等に対し、必要な支援を受けるための情報が届かない

⇒刑事手続きの段階で関与する関係機関等が犯罪後に社会復帰する者へ必要な支援情報を提供できる仕組みづくり



### 4 犯罪に陥らないための「学び」の環境の充実

○矯正施設に入所した県民のうち、17.5%が高等学校に進学しておらず、28.0%が高等学校を中退

⇒非行や犯罪に陥らないための「学び」の多様化と、社会による「支え」の強化

#### 【施策展開】

##### ◇非行や犯罪に陥らないための多様な「学び」の提供

- ・ 貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮者世帯の不登校、ひきこもりの子どもたちに対する訪問型学習支援を9町村1郡で実施
- ・ 地域の大人と子どもをつながりの中で、子どもの成長を支える子どもの居場所「信州こどもカフェ」や「子どもの第三の居場所」において学習支援等の取組を推進
- ・ 生活を営む上で困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体等を支援

##### ◇困難を抱える子どもたちを社会で支える取組

- ・ 「子ども家庭支援ネットワーク」の体制づくりを進め、高校卒業時に進路未決定の生徒や中退する生徒等に関する情報を共有し、社会的自立に必要な支援
- ・ 支援会議を活用し、困難を抱える子どもたちに関する情報共有や連携を図り、支援策を検討
- ・ 県内4か所にある「子ども・若者支援サポートネット」において、複雑な課題を抱える子ども・若者に対し支援を行い、社会とのつなぎなおしを行う

##### ◇地域住民の理解を深める取組

- ・ 犯罪や非行のない明るい社会を築くため、国が実施する“社会を明るくする運動”に参画
- ・ 関係機関や県民に対し、広く関心を持ってもらうきっかけとするため、犯罪をした高齢者・障がい者等の支援について啓発